

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 国土強靱化地域計画の策定について（30分）</p> <p>東日本大震災を機に、平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という）では、その第4条において「地方公共団体の責務」を明記するとともに、第13条では都道府県または市町村は「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という）を定めることができるとしています。</p> <p>この「地域計画」のメリットとして、「どのような災害が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくできる」、「国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる」ことから、関係府省庁において、平成27年1月に「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について」を決定し、地域計画に基づき実施される取組に対し、所管する交付金・補助金等において支援が講じられるとともに、その交付の判断にあたって一定程度配慮されることとなっています。</p> <p>しかし、地域計画の策定状況については、本年4月22日現在、都道府県においては計画策定済みが31都道府県、予定を含んだ計画策定中が16府県となっていますが、市町村においては策定済みが16市区町、策定中が27市町村にとどまっています。</p> <p>このような状況を踏まえて、以下、質問します。</p> <p>（1）「基本法」の公布・施行を受けて、本市では、どのような取組、検討がなされていますか。</p> <p>（2）埼玉県の地域計画策定に向けた動きは、どのようになっていますか。</p> <p>（3）「防災・減災」の観点から、本市の課題を、どのように把握されていますか。</p> <p>（4）地域計画を策定することのメリットおよび策定する上での課題を、どのように考えますか。</p> <p>（5）地域計画については、今後も発生するであろう大規模自然災害等から市民の生命、財産を守ることを目的として、そのための事前の備えを効率的かつ効果的に行うためにも、できるだけ早急に策定・公表するべきであると考えますが、いかがですか。</p>	市長